



オーストラリア大使館東京
ビザ課

レジデント リターン ビザ(subclass 155 and 157)

申請書類チェックリスト

このチェックリストには、レジデント リターン ビザ (サブクラス 155 & 157)申請に必要な情報及び必要書類を記載しています。また、個々のケースにより、追加で必要となる可能性のある書類も記載しています。

申請に関わるパスポートを含む必要書類は、全てコピーをご提出下さい。審査中に書類の認証コピーや原本の提出を求められる場合もあります。

英文で書かれていない書類に関しては、オーストラリア公認翻訳者 - NAATI

(<http://www.naati.com.au>) またはプロの翻訳者による英文翻訳が必要です。日本在住の申請者は、翻訳された文書は翻訳業者のレターヘッドを使用したもの、または社印・認証印の押印、翻訳業者／翻訳者の連絡先が明記してあるものをご提出下さい。韓国在住の申請者は公証人役場で翻訳・認証されたものをご提出下さい。

申請の際は、書類漏れ・記入漏れのないようご確認下さい。書類に不備があった場合、補足書類の提出を求められる場合もありますが、申請時に提出した書類のみで審査・結果を出す場合もありますのでご了承下さい。

注記: ビザの条件を満たすことが出来ずに不許可となった場合や、申請を取り下げた場合でも、申請料金は返金出来ませんのでご了承下さい。

このチェックリストは、印刷して申請書の表に添付して下さい。

申請用紙・申請料金・その他	✓
申請書 Form 1085, Application for a resident return visa (RRV) (申請書による申請の場合にのみ必要です。)	
申請料金	
代理申請	✓
代理申請用紙 Form 956, Advice by a migration agent/exempt person of providing immigration assistance または 代理申請用紙 Form 956A, Appointment or withdrawal of an authorised recipient	
身元確認書類	✓
有効なパスポートのコピー：顔写真、個人情報、署名、全てのビザ・出入国記録・ビザ申請記録が記載されているページは全てコピー。 注記: ビザ審査中、審査官よりパスポートの原本提出を求められることがあります。	
オーストラリア永住ビザ保持者として、レジデントリターンビザを申請する日から遡って過去5年のうち、合計2年以上オーストラリアに滞在していない場合に必要とされる書類（オーストラリアと申請者との強い結びつき・繋がりを示す書類）	
Substantial business ties （ビジネス上の強い繋がり）を示す書類	
申請者は、ビジネスに強い関心をもち、上級レベルの役職において日常業務・ビジネスのマネジメントに携わっていることを証明する必要があります。この場合のビジネスとは、オーストラリアの企業、またはオーストラリアと関連のある企業の支店を指します。 書類の例: <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者の役職・権限を記した会社の報告書 ● 企業取引 ● パートナーシップ/合弁事業契約 ● 申請者の署名入り契約書 ● 企業または個人的な記録 	
Substantial cultural ties （文化の強い繋がり）を示す書類	
文化の強い繋がりを示す書類の例: <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者が執筆した出版物 ● 契約書 ● 文化協会の会員証明 ● 申請者に関する新聞記事 ● 申請者の芸術的な、文化的な業績を掲載したプログラム 	
Employment ties （雇用の強い繋がり）を示す書類	

<p>申請者は、現在オーストラリアで雇われている・正式な採用通知を貰っている・または海外でオーストラリアの政府・営利団体に雇われていることを証明する必要があります。書類の例:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 雇用先からの採用通知 ● 雇用契約書 ● Group Certificate等、最近発効された正式な書類 ● スタッフ身分証明証/セキュリティーパス 	
<p>Personal ties（個人的な強い繋がり）を示す書類</p>	
<p>個人的な強い繋がりを示す書類の例:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 出生証明書、国籍証明書或いはオーストラリア在住の近親者が永住ビザを保持している証明 ● 子供がオーストラリアで学校に出席している証明 ● オーストラリア在住の近親者との家族関係を証明する書類 ● レート通知書や財産契約書など、オーストラリアで所有する資産・財産の証明書 	
<p>家族関係を証明する書類</p>	
<p>現在有効なレジデントリターンビザを持つ家長の家族の、近親者であるということがわかる証明</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家族のパスポートの認証コピーおよび、その家族が有効なレジデントリターンビザを保持していることがわかる発給通知書など ● 現在の家族関係を証明する書類 	